令和７年度川崎市物価高騰対策給付金支給事務実施要綱

令和８年２月１７日
７川総庶第１４８１号
市　　長　　決　　裁

（目的）

第１条　この要綱は、食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響を強く受けている低所得世帯（住民税均等割非課税世帯）へ迅速に支援を届けるため、「重点支援地方交付金」の推奨事業メニュー枠を活用し、臨時的な措置として実施する令和７年度川崎市物価高騰対策給付金（以下「物価高騰対策給付金」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、物価高騰対策給付金は、前条の目的を達するために、本市によって贈与される給付金のことをいう。

（支給対象者）

第３条　物価高騰対策給付金の支給対象者は、令和８年２月１日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（第１号、第２号及び第５条第２項に掲げる者を含む。）であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による令和７年度市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されない者である世帯（以下「住民税均等割非課税世帯」という。）の世帯主とする。

（１）基準日以前に、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）第８条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、川崎市内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者のうち、転出の予定年月日（住基法第２４条に規定する転出の予定年月日をいう。第２号において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。第２号において同じ。）を本市に行った者であって、転入した年月日（住基法第２２条第１項に規定する転入をした年月日をいう。第２号において同じ。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。第２号において同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第９条第１項の規定による転入の通知により確認されたもの

（２）基準日以前に、住基法第８条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、川崎市内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（ただし、転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を本市へ行ったものを除

く。）

２　前項の規定にかかわらず、住民税均等割が課される者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、基準日時点で扶養者であった配偶者と離婚している場合（当事者からの申請により、離婚協議中である、あるいはこれと同等の状況にあるとの疎明があり、実質的に離婚状態にあるものを含む。）には、支給対象者とすることができるものとする。

４　令和７年１月２日以降に海外から転入したことにより住民税均等割が課されない者その他住民税均等割非課税者がいる世帯については、住民税均等割非課税世帯に含まれるものとする。ただし、令和７年１月２日以降に海外から転入したことにより住民税均等割が課されない者のみからなる世帯は、住民税均等割非課税世帯に含まない。

（支給額）

第４条　物価高騰対策給付金の額は、１世帯当たり１万円（１回限り）とする。

（受給権者）

第５条　物価高騰対策給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主（当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（ただし、これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成員のうちから選ばれたもの））とする。

２　前項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）及び老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給）

第６条　物価高騰対策給付金の支給を受けようとする者は、市長が別に定める確認書の提出又は申請書による申請により行う。

２　確認書の提出又は申請書による申請は、原則として郵送又は電子申請サービスにより行い、これらに基づく支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。この場合、第２号又は第３号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないことその他第１号による支給が困難なときに限り行う。

（１）口座振込方式　　本市が受給権者の金融機関の口座に振り込む方式

（２）現金書留送付方式　本市が受給権者に現金書留で送付する方式

（３）窓口現金交付方式　本市が市の窓口で受給権者に現金を交付する方式

３　申請者は、物価高騰対策給付金の申請に当たり、申請者本人による申請であることを証するため、身分証明書等を提出するものとする。

４　市長は、物価高騰対策給付金の支給要件に該当するか確認するために必要があると認め

るときは、申請者に対して、追加で資料の提出又は提示を求めることができる。

（プッシュ型支給）

第７条　本市は、前条の規定にかかわらず、第３条に定める支給要件を満たすことが確認できた者であって、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第３８号）第３条の規定により預貯金口座の登録を受けているもの又は令和６年度川崎市物価高騰対策給付金の支給（ただし、前条第２項第１号の口座振込方式により支給された場合に限る。）を受けた者で市長が別に定めるものに対し、物価高騰対策給付金の支給のお知らせを送付する。

２　前項の支給のお知らせの送付を受けた者は、市長が別に定める受給辞退届による受給の辞退又は口座変更届による振込口座の変更を申し出ることができる。

３　市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、物価高騰対策給付金を支給する。

（代理による申請等）

第８条　申請者に代わり、代理人として前２条の規定による支給の申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

（１）基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成員

（２）法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

（３）親族その他平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

２　代理人により、物価高騰対策給付金の支給の申請をするときは代理人の住所、氏名、生年月日、世帯主との関係及び代理人に物価高騰対策給付金の受給等を委任する旨、本人の記名及び押印等を確認書若しくは申請書に記載し、又はこれらの内容を記載した委任状を提出する。この場合において、本市は、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

３　本市は、代理人が第１項第１号に掲げる者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第２号又は第３号に掲げる者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（提出期限）

第９条　確認書及び申請書の郵送による提出期限は、令和８年６月３０日午前９時まで（川崎港郵便局留必着）とする。また、電子申請による提出期限は、令和８年６月３０日午後１１時５９分までとする。

（支給の決定）

第１０条　市長は、第６条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し物価高騰対策給付金を支給する。

（物価高騰対策給付金の支給等に関する周知等）

第１１条　市長は、物価高騰対策給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

（申請等が行われなかった場合等の取扱い）

第１２条　市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第９条の提出期限までに第６条の規定による確認書又は申請書の提出が行われなかった場合には、支給対象者が物価高騰対策給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　市長が第１０条の規定により確認書若しくは申請書を受理し、又は支給決定した後、確認書等の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、確認書等の補正が行われなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

３　市長が第１０条の規定により、支給決定を行った後、第６条第２項第２号の現金書留送付方式又は同項第３号の窓口現金交付方式による支給を行うために、本市が確認等に努めたにもかかわらず、支給ができなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第１３条　市長は、偽りその他不正の手段により物価高騰対策給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った物価高騰対策給付金を返還させることができる。

２　市長は、物価高騰対策給付金の支給を受けた者から、修正申告等により支給対象外となる旨の申し立てがなされた場合は、物価高騰対策給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１４条　物価高騰対策給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第１５条　この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年２月１７日から施行する。

（提出期限の特例）

２　令和８年７月１日以降に新たに確認書の送付を受けた者が同書を提出する場合の提出期限は、第９条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日時までとする。

（１）郵送による場合　令和８年８月３１日午前９時まで（川崎港郵便局留必着）

（２）電子申請による場合　令和８年８月３１日午後１１時５９分まで

附　則

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

別記（第５条関係）

１　配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（１）次に掲げる事例に該当し、かつ、（２）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしている旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者の住民票が本市に所在しない場合であっても、基準日時点での居所（避難先等）が本市にある場合には、当該申出者の物価高騰対策給付金については、本市から支給する。

ア　配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していないもの

イ　同一世帯の親族（配偶者を除く。以下同じ。）からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅に帰れない事情を抱えているもの

（２）申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア　申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）に基づく保護命令（同法第１０条第１項に基づく接近禁止命令、同条第２項から第４項までの規定による命令及び退去等命令をいう。）が出されていること。

イ　女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターから発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」に準じた内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関及び関係機関と連携してＤＶ被害者支援を行っている民間支援団体（女性支援事業委託団体、地域ＤＶ協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した市長が別に定める申出受理確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ　基準日の翌日以降に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年自治振第１５０号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ　アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること。

※　ただし、女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合であって、申出者の配偶者に対して当該児童への接近禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではな

いと判断することができる場合であることを含む。

２　措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（基準日時点で満１８歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満２０歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）、（５）における児童自立生活援助事業の実施が認められた者及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、措置入所等担当課から給付金担当課に対しての情報提供等により、本市内の施設等に措置入所等していることが確認できた場合、本市施設所在地に住民票を移していなくても、受給権者とする。

（１）児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童（ただし、保護者（児童福祉法第６条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

（２）児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により入所措置が採られて同法第４２条に規定する障害児入所施設に入所し、同法第２７条第２項の規定により同法第７条２項に規定する指定発達支援医療機関に入院し、又は同法第２７条第１項第３号若しくは第２７条の２第１項の規定により入所措置が執られて同法第３７条に規定する乳児院、同法第４１条に規定する児童養護施設、同法第４３条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第４４条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（入所措置が採られている児童には、措置入所等児童に準ずるものとして、都道府県知事等が適当と認める者を含む。以下同じ。）（ただし、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、２月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除く。）

（３）身体障害者福祉法第１８条第２項又は知的障害者福祉法第１６条第１項第２号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所している児童（ただし、２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（４）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３０条第１項ただし書の規定により同法第３８条第２項に規定する救護施設、同条第３項に規定する更生施設若しくは同法第３０条第１項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）第１２条第１項に規定する女性自立支援施設（同法附則第８条第３項の規定により女性自立支援施設とみなされる同法附則第４条の規定による改正前の売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）第３６条に規定する婦人保護施設を含む。）に入所している児童（ただし、２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（５）児童福祉法第２５条の７第１項第３号の規定により同法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（ただし、２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定により入居している者に限る。）

（６）児童福祉法第２３条第１項の規定により同法第３８条に規定する母子生活支援施設に入所している者（ただし、２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

３　入所措置等が執られている障害者及び高齢者の取扱い

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者及び高齢者」という。）であって、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、受給権者とする。ただし、本市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者及び高齢者に関する情報提供が行われた場合には、当該措置入所等障害者及び当該高齢者に物価高騰対策給付金を支給する。

（１）「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第１８条第１項若しくは第２項又は知的障害者福祉法第１５条の４若しくは第１６条第１項第２号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（ただし、２月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（２）「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１０条の４第１項及び第１１条第１項の規定による入所等の措置等が執られている者（ただし、２月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

４　ホームレス等の取扱い

ホームレスやネットカフェに寝泊まりしている者等、居住が安定していない者であって、

いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者については、基準日において川崎市に所在していたことが確認され、かつ、基準日の翌日以降に本市において住民基本台帳に記録されたときは、受給権者とする。

5　無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると本市に申し出たものについて、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、受給権者とする。